

居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

様（以下、「利用者」という）と 居宅介護支援事業所 さい

（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援（ケアマネジメント）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業所との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の30日前に、利用者から事業者に対して、文章による更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

第3条（居宅サービス計画立案の援助）

- 1 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、その選択または交替を行った場合、その名前を利用者に文書で通知します。利用者及びその家族の希望をできる限り尊重し、公正・中立に居宅サービス計画の作成を支援します。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を厳守します。
 - ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
 - ② 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めるこ。
 - ③ 提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービスを提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
 - ④ 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したりえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けること。
 - ⑤ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

第4条（居宅サービス計画作成後の援助）

- 1 事業者は、利用者及び家族と継続的に連絡を取り、利用の実情を常に把握するよう努めます。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 3 事業者は利用者の受ける居宅サービス利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

第5条（要介護認定申請等の援助）

事業者は、利用者が要介護（支援）認定（区分の変更を含む）を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて、速やかに要介護（支援）の申請が行われるよう必要な援助を行います。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に適切な介護保健施設の紹介、その他必要な援助を行います。

第7条（利用料）

事業者が提供する料金等の規定は、別に定めたとおりです。

第8条（契約の満了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 1 利用者が死亡したとき。
- 2 第9条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 3 第10条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 4 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 5 利用者の要介護状態区分が、自立又は、要支援とされた場合。

第9条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約解除を申し入れることができます。この場合には30日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 利用者は、次の各号に事業者が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
- ① 事業者または介護支援専門員が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令およびこの契約書に定めた事項を厳守せずにサービスの提供を怠ったとき。
 - ② 事業者または介護支援専門員が、守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

第10条（事業者の解除権）

事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、30日以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

第11条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者または介護支援専門員の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第12条（個人情報の保護）

- 1 事業者は、利用者などの個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大なる責務と考え、事業者が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。
- ① 事業者及び事業所の従業員は、正当な理由無くその業務上知り得た利用者及び利用者のご家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業所及び事業者の従業員であったものは、退職後も正当な理由無くその業務上知り得た利用者及び利用者のご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業者は利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくは利用者のご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又は利用者のご家族の個人情報を用います。

- 2 事業者が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

第13条（記録の整備、閲覧）

- 1 事業者は、利用者に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より2年間保存します。
- 2 事業者は、利用者または利用者の家族に対し、いつでも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

第14条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第15条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住 所	山梨県南巨摩郡身延町切石 421-1
	名 称	居宅介護支援事業所さい
	電 話	0556-48-8556
	管 理 者	望月 亞莉沙
	事業者番号	1970701155
	担 当 者	

利用者 住 所

電 話

氏 名

利用者家族 住 所

電 話

氏 名

(続柄：)